

## 平成30年第1回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

平成30年1月30日(火) 午後2時00分～午後2時58分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
|       | 教 育 長    | 田村 修一 |
| 教育委員  | 教育長職務代理者 | 小尾 一彦 |
|       | 委 員      | 瀧本 洋次 |
|       | 委 員      | 國安 環  |
|       | 委 員      | 東 みどり |
| 事 務 局 | 教育部長     | 岡田 直之 |
|       | 学校教育課長   | 高橋 修二 |
|       | 生涯学習課長   | 石野 郁也 |
|       | 給食センター所長 | 宮田 哲  |
|       | 図書館長     | 武田 健吾 |
|       | 総務係長     | 中山 仁  |
|       | 学校教育係長   | 岡田 篤  |
|       | 学校教育推進員  | 高橋 康伸 |
|       | 学校教育推進員  | 中村 吉昭 |

### 4 議 事

報告第1号 平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

報告第2号 平成30年度全国学力・学習状況調査への参加について

報告第3号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について

報告第4号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について

報告第5号 社会体育施設の指定管理者の導入について

報告第6号 幕別町立学校職員の懲戒処分について

議案第1号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第2号 幕別町公民館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第3号 幕別町町民会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第4号 幕別町図書館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 5 号 幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 6 号 幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 7 号 幕別町ふるさと館管理規則の一部を改正する規則

議案第 8 号 幕別町ナウマン象記念館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 9 号 幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第10号 幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

議案第11号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

議案第12号 平成30年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費年度前支給の認定について

## 5 議事概要 次のとおり

**田村教育長** ただ今から、第 1 回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日 1 日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、会期は本日 1 日限りと決しました。

次に日程第 2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2 番東委員、4 番小尾委員を指名いたします。

次に日程第 3、前回会議の承認であります。第14回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、第14回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第 4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

(ありません。)

**田村教育長** ないようですので、次に議件に入ります。

日程第 5、報告第 1 号平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** それでは、報告第 1 号平成29年度幕別町一般会計補正予算の要求結果についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成29年度第 4 回町議会定例会が、平成29年12月 1 日から12月22日までを会期として開会されたところであります。

本議会に、教育委員会として補正予算を追加要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に225万円を追加し、予算の総額を14 億5,384万 7 千円として、本定例会に提出され12月22日の本会議におきまして、全て要求どおり議決されたところであります。

内容といたしましては、昨年12月の第14回教育委員会会議でもご説明させていただきましたが、6 項保健体育費225万円の追加であります。

1 目保健体育総務費負担金補助及び交付金の225万円ではありますが、高木菜那さん高木美帆さんのお二人が平昌オリンピックに出場することとなり、お二人を応援するための実行委員会が組織されましたことから、この実行委員会の運営に係る補助金を追加したものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**田村教育長** 質疑なしと認めます。報告第1号につきましては、報告のとおりといたします。

次に日程第6、報告第2号平成30年度全国学力・学習状況調査への参加について説明を求めます。

**学校教育課長(高橋 修二)** それでは、報告第2号平成30年度全国学力・学習状況調査への参加についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧くださいと思います。

平成19年度から実施いたしております全国学力・学習状況調査につきましては、平成22年度からは、全国の3割の学校を抽出して行うサンプル調査に改められましたが、平成25年度からは、全国の小中学校において、学力・学習状況調査の実施がされているところであります。

平成30年度につきましても、これまで同様、実施されることになっており、起案書に記載のとおり参加しようとするものであります。

1の調査対象とする児童生徒につきましては、小学6学年の児童と中学3学年の生徒であります。

2の調査事項につきましては、教科に関する調査と質問調査となっておりますが、教科につきましては、平成30年度は理科が加わり、小学校は国語、算数、理科、中学校は国語、数学、理科であります。質問調査につきましては、学習意欲や学習方法、学習環境及び生活の諸側面等に関する調査であります。

3の調査実施日につきましては、平成30年4月17日であります。

なお、平成30年度調査の概要につきましては、別添資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** なぜ、調査項目に理科が加わったのでしょうか。

**学校教育課長(高橋 修二)** 3年に1度、調査項目に理科が加わることとなっており、平成30年度は3教科による調査となっております。

**田村教育長** そのほかに質疑はございませんか。

(ありません)

**田村教育長** 質疑なしと認めます。報告第2号につきましては、報告のとおりといたします。

次に日程第7、報告第3号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について及び日程第8、報告第4号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定については関連がありますので一括して説明を求めます。

**生涯学習課長(石野 郁也)** それでは、報告第3号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について、及び報告第4号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

議案書は3ページから5ページまでとなります。

本海外研修派遣事業は、外国の生活・文化・教育及び自然などに対する理解を深めるとともに、語学や国際マナーなどを学び、国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てることを目的に中学生を対象として平成4年度から実施しているところであり、研修

先は、カナダ、アメリカを経て、平成9年度からオーストラリアとなっております。なお、高校生は、平成15年度から実施しております。

中学生につきましては、4ページに要綱の抜粋を載せておりますが、参加資格は、第4条により、中学2年生で、このほかここにあります4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条で、中学2年生の総生徒数に対し18人に1人となっており、本年度は16人となります。

この16人の参加定員を第6条により計算した本年度の学校枠は、幕別中学校2人、札内中学校7人、札内東中学校5人、糠内中学校1人、忠類中学校1人となりますが、第9条第2項では、今申し上げましたそれぞれの学校枠に対して学校長からの推薦者が満たなかった場合は、その分は他の学校の学校枠を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、5校からの推薦者総数が16人に満たない場合は欠員ということになります。

次に高校生につきましては、5ページ下段に要綱の抜粋を載せておりますが、参加資格は、第4条により、幕別高校又は江陵高校の1年生で、このほかここにあります4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条で各高校1人となっておりますが、第8条第2項では、学校長から推薦がない場合は、もう一方の高校の参加定員を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、推薦者総数が定員の2人に満たない場合は欠員ということになります。

本事業の要綱をもとに各学校を通じて募集を行いましたところ、幕別中学校が学校枠2人に対して3人、札内中学校が学校枠7人に対して7人、札内東中学校が学校枠5人に対して6人、糠内中学校が学校枠1人に対して1人、忠類中学校が学校枠1人に対して2人で、中学校は幕別、札内東及び忠類中学校において学校枠を超えた推薦があり、合わせまして参加定員16人に対して19人の推薦がありました。

高校につきましては、幕別高校、江陵高校は各1人ずつの推薦がありましたことから、先ほどご説明申し上げましたとおり、研修生を決定することになります。

研修生の選考にあたりましては、教育委員会職員によりまず面接を行い、協調性、積極性、英語力などについて審査を行い、議案書3ページにあります中学生16人、5ページにあります高校生2人、計18人を研修生として決定したところであります。

次に、報告第3・4号説明資料、本事業の日程表（案）をご覧くださいと思います。

本年は、9日間の行程で、3月24日に帯広空港を出発し、シドニー国際空港に翌25日に到着し、帰国は、3月31日にシドニー国際空港を出発し、翌4月1日に帰町する予定となっております。

オーストラリアでは、首都でありますキャンベラ市のメルローズハイスクールにおける学校体験研修のほか、視察研修、ホームステイ研修などを予定しているところであります。なお、本日程表につきましては、変更する場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。

引率者につきましては、国際交流員のレイン・クリントン氏、札内中学校の菊池恵教諭、生涯学習課社会教育係の羽賀汐里の3人を予定しているところであります。

また、本研修に際しまして、1月31日から3月19日までの間で合計13回の事前研修会を予定しているところであり、帰町後の4月6日頃に町長への帰町報告会を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません。）

**田村教育長** 質疑なしと認めます。報告第3号及び第4号につきましては、報告のとおりいたします。

次に日程第9、報告第5号社会体育施設の指定管理者の導入について説明を求めます。

**生涯学習課長（石野 郁也）** それでは、報告第5号社会体育施設の指定管理者の導入についてご説明申し上げます。

指定管理者制度は、公の施設の管理を、「公」から「民」への開放を促進させる制度であり、公共分野における民間のサービス提供能力の向上・拡大を踏まえ、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくためには、民間事業者の優れた経営ノウハウを活用することが極めて有効であることから、この制度の活用により、適正な管理を確保しつつ、一層の住民サービスの向上を進めるものであります。

「管理委託制度」と「指定管理者制度」との違いですが、「管理委託制度」では、自治体と管理受託者との関係は、法律や条例を根拠として締結される「契約関係」と考えられてきましたが、「指定管理者制度」における両者の関係は、契約関係と異なる「管理代行」という概念で捉えられ、指定管理者の指定は行政処分的一种とされています。これは、公の施設の最終的な管理権限は自治体に残したまま、実質的な管理を指定管理者に委ねるというもので、施設の使用許可や取消しなど、管理委託制度のもとでは受託者が行うことができなかった行政処分に該当する事務について、指定管理者が行うことが可能となります。

社会体育施設につきまして、町の方針として指定管理者制度の導入を検討する施設として位置づけられており、時期につきまして、今回の基本方針の見直しによりまして、体育施設の内、利用者に多様なサービスの向上が見込める「農業者トレーニングセンター」と「札内スポーツセンター」の2施設について、平成31年度から導入することとしたものであります。

指定管理者導入のスケジュールにつきましては、幕別町体育館条例の一部改正を行う必要がありますことから、現在準備を進めており、本年3月に条例改正を提案した場合、6月に指定管理者募集の周知、7月に申請書類の受付、8月までに審査の上、候補者の選定結果公表及び仮協定の締結、9月に指定管理者の指定及び債務負担行為の議会への提案、議決後に指定の通知・告示、協定の締結を行い、平成31年4月から指定管理者による業務開始を見込んでおります。

指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間で予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**東委員** 8月の審査では資格を持つ方が対象とのことですが、その資格とはどのような資格を指すのでしょうか。

**教育部長（岡田 直之）** 破産者で復権を得ない方、公の施設を管理するために必要な契約等を締結する行為能力を有しない方等の制限はございます。更に公募する上で、こういった業務を行っていただきたいとお示ししますので、そういった業務を経験したことがある業者が応募されると考えております。

**東委員** このあと具体的にはどのような日程で業者等を決めていくのでしょうか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 3月の条例改正が可決された場合、4月に募集要項、審査項目案の作成を行います。その後、6月に第1回の選定委員会を開催し、募集要項、審査項目の確認を行いまして、同月中旬に指定管理者募集の周知を行う予定であり、その後、設計図書等の閲覧、質問の受付、募集説明会及び見学会の開催、6月の下旬に質問への回答を行いまして、7月に正式な公募の受付を開始いたします。募集締切後、第2回の選定委員会を開催し、資格審査及び書類審査及びプレゼンテーションを行っていただく予定であります。

**瀧本委員** 応募資格に企業、個人及び団体等での制限はあるのでしょうか。

**教育部長（岡田 直之）** 個人は応募できませんが、団体は法人、法人ではないのに関わらず応募は可能であります。

**田村教育長** そのほかに質疑はございませんか。

（ありません）

**田村教育長** 質疑なしと認めます。報告第5号につきましては、報告のとおりといたします。

次に日程第10、報告第6号幕別町立学校職員の懲戒処分について及び日程第11、議案第1号幕別町教育委員会事務局職員の処分についてはプライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**田村教育長** 秘密会を解きます。

次に日程第12、議案第2号幕別町公民館条例施行規則の一部を改正する規則から日程第15、議案第5号幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則については関連がありますので、一括して説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** それでは、議案第2号、幕別町公民館条例施行規則の一部を改正する規則から、議案第5号、幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則の一部を改正する規則までにつきましては関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

この度の町の休日を定める条例の改正により、平成30年度から年末年始の休日を変更することに伴い、該当する施設の休館日を変更しようとするものであります。

はじめに、議案第2号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

「幕別町公民館条例施行規則」の一部改正であります。同規則第3条第2号に規定している公民館の年末年始の休館日について、「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案第3号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

「幕別町民会館条例施行規則」の一部改正であります。同規則第3条に規定している町民会館の休館日について、「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案第4号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

「幕別町図書館条例施行規則」の一部改正であります。同規則第5条第2号に規定している図書館の年末年始の休館日について、「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案第5号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

「幕別町集団研修施設こまはた条例施行規則」の一部改正であります。同規則第4条に規定している研修施設休館日について、「12月31日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものであります。

附則についてであります。只今ご説明いたしましたいずれの規則も、施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**田村教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第2号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第2号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第3号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第3号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第4号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第4号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第5号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第5号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第16、議案第6号幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則から、日程第19、議案第9号、幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則の一部を改正する規則については関連がありますので、一括して説明を求めます。

**教育部長(岡田 直之)** それでは、議案第6号、幕別町まなびや条例施行規則の一部を改正する規則から、議案第9号、幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則の一部を改正する規則までにつきまして、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

先程と同様であります。この度の町の休日を定める条例の改正により、平成30年度から年末年始の休日を変更することに伴い、該当する施設の休館日を変更しようとするものであります。

はじめに、議案第6号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

「幕別町まなびや条例施行規則」の一部改正であります。同規則第4条第2号に規定しているまなびやの年末年始の休館日について、「12月30日から1月5日まで」を「12月29日から1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案第7号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

「幕別町ふるさと館管理規則」の一部改正であります。同規則第4条第2号に規定しているふるさと館の年末年始の休館日について、「12月30日から1月5日まで」を「12月29日から1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案第8号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

「幕別町ナウマン象記念館条例施行規則」の一部改正であります。同規則第4条第2号に規定しているナウマン象記念館の年末年始の休館日について、「12月30日から1月5日まで」を「12月29日から1月3日まで」に改めるものであります。

次に、議案第9号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

「幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則」の一部改正であります。同規則第3条第2号に規定している蝦夷文化考古館の年末年始の休館日について、「12月30日から1月5日まで」を「12月29日から1月3日まで」に改めるものであります。

附則といたしまして、只今ご説明いたしましたいずれの規則も、施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**田村教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第6号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第6号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第7号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第7号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第8号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第8号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、お諮りいたします。議案第9号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第9号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第20、議案第10号幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

**学校教育課長(高橋 修二)** それでは、議案第10号幕別町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、平成28年9月に作成をいたしました幕別町教職員住宅適正化方針に基づき、老朽化の著しい教職員住宅につきまして、教育財産から普通財産への所管替え及び用途廃止をしようとするものに伴い、規則の別表の改正を行うものであります。

別表36の項、38の項、39の項、70の項、73の項、89の項、113の項、156の項、212の項、213の項、216の項、221の項を削ろうとするものであります。

次に、議案第8号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

内訳といたしましては、建物番号36、38、39の札内青葉町の教員住宅3戸、建物番号70、73の札内桂町の教員住宅2戸、建物番号156の幕別緑町の教員住宅1戸、建物番号212、213、216、221の忠類白銀町の教員住宅4戸の合計10戸につきまして普通財産への所管替えを行うものであります。

また、建物番号89の糠内の教員住宅1戸、建物番号113の途別の教員住宅1戸の合計2戸につきましては教員住宅の用途廃止を行った上で、学校において物置として活用することにより2戸の用途廃止を行うものであります。

附則といたしまして、本規則につきましては公布日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 建物番号89の糠内の教員住宅1戸、建物番号113の途別の教員住宅1戸については用途変更という形で普通財産へと所管替えするものなのでしょうか。

**学校教育課長(高橋 修二)** 教員住宅ではなく一般の物置として扱いますので、用途廃止を行ったうえで、教育財産として使用する予定であります。

また、残りの10戸につきましては教育財産から普通財産へと変更し、総務課契約管財係が管理していく予定であります。

**田村教育長** そのほかに質疑はございませんか。

(ありません)

**田村教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第10号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、議案第10号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第21、議案第11号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について及び日程第22、議案第12号平成30年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費年度前支給の認定については、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**田村教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**田村教育長** 秘密会を解きます。

そのほかに何かございませんか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 2018平昌オリンピックの概要と出場選手における応援活動につきましてご説明申し上げます。

2月に開催されます平昌オリンピックに、本町出身の高木菜那さんと美帆さんの2名の出場が決定しましたので、ご報告をさせていただくものであります。

別添の、2018平昌オリンピックの概要と出場選手における応援活動についてをご覧くださいと思います。

1ページにつきましては、平昌オリンピックの概要で、開催期間は平成30年2月9日から25日までの17日間、実施競技は7競技102種目であり、スピードスケートの日程につきましては記載のとおりであります。2ページにつきましては、選考会の概要、3ページにつきましては、出場選手の実績等、4ページにつきましては、応援活動についての概要となっており、既に完了しているものもありますが、横断幕の設置、ポスターの掲示、選手の出身校であります札内中学校及び札内北小学校の激励の寄せ書きやパブリックビューイングなどを予定しているものであります。

パブリックビューイングにつきましては、最大6日間の実施予定であり、メダルの期待も大きいため、より多くの方に来場していただきたく、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

**田村教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**國安委員** 応援する会の構成はどのようなものなのでしょうか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 町の体育連盟、スケート協会、西幕別地区のスケート振興会、スポーツ推進委員会、札内北町の公区長、幕別札内スポーツクラブ、幕別町民芸術劇場の総勢13人で構成するものであります。

**田村教育長** そのほかに何かございませんか。

（ありません。）

**田村教育長** ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第1回教育委員会会議を閉じます。